

鳥取県選挙管理委員会告示第 81 号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び当該総数のうち 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項（同法第 75 条第 5 項、第 76 条第 4 項、第 80 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 4 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	9,839
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	148,653
鳥取市において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	53,150
米子市において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	40,162
倉吉市において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	14,089
境港市において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	9,986
岩美郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	3,704
八頭郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	9,078
東伯郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	16,876
西伯郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	12,900
日野郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	4,030